●委員会に分科会等を置く手続きフロー図 ※ 会則・・・日本学術会議会則 幹事会 会長 分科会等を設置するための 要綱改正案の提出 副会長、関係する委員会 関係する部 (内規7条3項、4項) 十分な協議 ① 十分な協議 ① (1) 1 (内規7条2項) (内規7条2項) 委員長 委員長(会員) 委員長(会員) (会員又は連携会員) 分 機 課 連会員 携員 (+ 連会分員 連会員 野 題 能 携員は 別 別 携員 別 会又は 会又 会又 委 委 委 員は 員は 員は 員 員 員 会 会 (内規10条,会則7条1項) (内規10条) (内規10条) 運営要綱の 運営要綱の 設置要綱の (3) 改正(幹事会決定) 改正(幹事会決定) 改正(幹事会決定) 設置 設置 <u>(</u> (会則27条1項) (会則27条1項) (会則27条1項) 分科会(内規13条1項) 分科会(内規13条1項) 分科会(内規13条1項) (複数の委員会が共同して置くこ (委員会委員以外の会員又は連 (委員会委員以外の会員又は連 とも可(内規14条)) 携会員も可(会則7条1項、内規1 携会員も可(会則7条1項、内規1 (委員会委員以外の会員又は連 3条2項)) 3条2項)) 携会員も可(会則7条1項、内規1 3条2項))

☆連携会員には連携会員(特任)を含みます。連携会員(特任)は、会員・連携会員で担うことのできない国際業務や専門的審議を 担っていただくための制度です。

課題別委員会の設置期間、常置の委員会及びその分科会で設定された審議事項の審議期間など必要な期間に限って任命されます。

小分科会 * (分科会委員以外の会員

又は連携会員も可(会則

*国際委員会の場合(内

規15条1項,2項)

7条1項))

小委員会

(旅費、手当ての支給なし)

も可)

(内規16条)

(会員又は連携会員でない者